

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が法25条2項の規定に基づき請求人に対し平成30年9月20日付けで行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は、必ずしも明らかではないが、おおむね以下のことから、本件処分は違法、不当であり、取り消されるべきであると主張しているものと解される。

請求人は、足が痛く、階段の上り下りがつらいため。変更前の交通費に戻して下さい。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成 3 1 年 3 月 4 日	諮問
平成 3 1 年 4 月 1 6 日	審議（第 3 2 回第 3 部会）
令和元年 5 月 1 4 日	審議（第 3 3 回第 3 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法 4 条 1 項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされ、法 8 条 1 項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」とされている。これを踏まえ、保護費は、厚生労働大臣が定めた法による保護の基準（昭和 3 8 年厚生省告示第 1 5 8 号。以下「保護基準」という。）に従って、要保護者各々について具体的に決定される。

そして、法 1 1 条 1 項は、保護の種類として、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の 8 種を規定している。

- (2) このうち医療扶助について、法 1 5 条は、「医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。」と規定し、同条 6 号に「移送」を挙げている。

そして、保護基準別表第 4 ・医療扶助基準 4 によれば、移送費は、「移送に必要な最小限度の額」とされている。

また、地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく法の処理基準である「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和 36 年 9 月 30 日社発第 727 号厚生省社会局長通知。以下「本件要領」という。）によれば、「移送の給付については、個別にその内容を審査し、・・・給付を行うものとする。また、給付については、・・・、傷病等の状態に応じた経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものであること。経済的かつ合理的な経路及び交通手段についての判断に当たっては、同一の病態にある当該地域の他の患者との均衡を失しないようにすること。」（本件要領第 3・9・(1)）とされ、そして、給付の範囲については、「医療機関に電車・バス等により受診する場合で、当該受診に係る交通費が必要な場合」（本件要領第 3・9・(2)・ア）等とされている。

さらに、移送の給付手続においては、「要保護者に対し、移送の給付について、その内容と原則として事前の申請や領収書等の提出が必要であることを周知すること。」（本件要領第 3・9・(3)・ア）と、給付決定における審査については、「給付要否意見書（移送）により・・・福祉事務所において必要性を判断し、給付の対象となる医療機関、受診日数の程度、経路及び利用する交通機関を適正に決定すること・・・福祉事務所において決定した医療機関、受診日数の程度、経路、交通機関と異なることにより生じた交通費については、原則として給付の対象にならない」（本件要領第 3・9・(3)・イ）と、事後申請の取扱いについては、「緊急の場合等であって、事前の申請が困難なやむを得ない事由があると認められる場合であって、当該事由が消失した後速やかに申請があったときは、事後の申請であっても内容確認の上、給付を行って差し支えない」とされている（本件要領第 3・9・(3)・ウ）。そして、費用については、「移送に要する費用は、傷病等の状態に応じ、経済的かつ

合理的な方法及び経路により移送を行ったものとして算定される最小限度の実費」であるとされ（本件要領第3・9・(4)・ア）、「当該料金の算定にあたっては、領収書等の挙証資料に基づき、額の決定を行うこと。」とされている（本件要領第3・9・(4)・イ）。

- (3) 法24条1項ないし8項は、申請による保護の開始について、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、14日以内（特別な理由がある場合には30日まで延長できる。）に申請者に対して書面をもって通知しなければならないこと等を定めており、同条9項は、このうち1項ないし7項までの規定は、要保護者等からの保護の変更の申請について準用する旨を定めている。

また、法25条2項は、「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない」としている。

2 本件処分について

- (1) 本件においては、以下の事実がそれぞれ認められる。

ア 本件各申請書には、請求人の自宅から各医療機関への通院経路、通院方法及び運賃並びに当該月の交通費総額がいずれも記載されておらず、また、公共交通機関を利用した場合に必要とされている、乗車券、定期券、領収書（ICカード乗車券の利用履歴を含む）等の挙証資料は、いずれも添付されていなかったこと。

イ 平成30年9月20日、処分庁は、本件各申請に基づき、請求人の自宅から〇〇整形外科、〇〇脳神経外科及び〇〇医院への通院に係る医療移送費の算定に際し、以下のとおり、通院経路及び交通費をそれぞれ変更したこと。

- ① 変更後の通院の認定経路

自宅⇔〇〇駅⇔（〇〇線：170円）⇔〇〇駅⇔各医療機関

② ①経路の認定交通費 片道：170円、往復：340円

その上で、処分庁は、8月（27日以降）分の医療移送費として、〇〇整形外科（4日）及び〇〇脳神経外科（1日）の通院に係る交通費を合計1,700円（340円×5回）、9月分の医療移送費として、〇〇整形外科（7日）、〇〇脳神経外科（2日）及び〇〇医院（2日）の通院に係る交通費を計3,740円（340円×11回）、並びに〇〇病院（1日）の通院に係る交通費を420円（420円×1回）、合計4,160円、総合計5,860円の医療移送費を、同月21日に、処分庁の窓口払いにより支給することを決定し（本件処分）、請求人に通知したこと。

(2) また、本件については、以下の各事実がそれぞれ認められる。

ア 処分庁は、従前、〇〇整形外科、〇〇脳神経外科及び〇〇医院への通院に係る医療移送費については、以下の経路及び交通費に基づき算定していたこと。

① 従前の通院の認定経路

自宅⇔〇〇⇔（〇〇バス：210円）⇔〇〇駅⇔（JR線：140円）⇔〇〇駅⇔（〇〇バス：220円）⇔〇〇区役所⇔各医療機関

② ①経路の認定交通費 片道：570円

往復：1,140円

イ 同様に〇〇病院への通院に係る医療移送費については、以下の経路及び交通費に基づき算定していたこと。

① 通院の認定経路

〇〇⇔（〇〇バス：210円）⇔〇〇病院

② ①経路の認定交通費 片道：210円、往復：420円

ウ 平成30年8月27日、請求人は、処分庁に対し、移送費

(通院・通所移送費)申請書により、同年8月(24日までの分)において、〇〇整形外科に7回、〇〇脳神経外科に5回、〇〇医院に3回及び〇〇病院に1回、それぞれ通院したとして通院交通費についての保護申請(以下「本件前申請」という。)を行ったこと。

なお、本件前申請書には、本件各申請書と同様に、請求人の住所氏名のほか、8月(24日まで)分の通院先の各医療機関の略称及び医療機関毎の通院回数がそれぞれ記載され、各通院日についての当該医療機関の確認印及び各医療機関のスタンプが押されていたが、通院経路・運賃・方法(バス、電車、タクシー)、片道金額及び交通費総額の各欄はいずれも記入されておらず、公共交通機関を利用した場合に必要とされている、乗車券、定期券、領収書(ICカード乗車券の利用履歴を含む)等の挙証資料が添付されていなかったこと。

エ 処分庁が、本件前申請に係る医療機関への通院経路について検討したところ、上記ア・①のように認定していた、〇〇整形外科、〇〇脳神経外科及び〇〇医院への通院経路について、合理的な経路とすることに疑義があると認めたこと。

そのため、担当者は、平成30年8月30日に請求人を〇〇区福祉事務所に呼んで、請求人が利用しているとしていた上記ア・①の経路について、時間がかかって大変ではないか、〇〇線の方が楽ではないかとして、〇〇線に変えるよう指導したところ、請求人がこれを拒んだため、今後は、〇〇線に経路を変えた上でICカードを利用すること、また、申請に際しては、申請書にICカードの利用履歴を、ICカードによらない場合は、領収書を添付した上で提出するように指導したこと。

オ 平成30年8月28日、処分庁は、本件前申請について審査し、上記ア・①に基づき、各医療機関までの通院経路(方

法) 及び通院日毎の交通費をそれぞれ算定した上で、同年 8 月 (24 日まで) 分の一時扶助費として計 17,520 円 (内訳: 1,140 円×15 回=17,100 円、420 円×1 回=420 円) の医療移送費を、同月 29 日に、処分庁の窓口払いにより支給することを決定し、請求人に通知したと。

- (3) 以上のとおり、処分庁は、本件各申請に基づき、公共交通機関を利用した場合の各医療機関までの通院経路及び往復の交通費のうち、請求人宅から〇〇線〇〇駅近辺に所在する 3 か所の各医療機関までの通院経路及び通院交通費について、それぞれ認定し直した上で、請求人の平成 30 年 8 月 (27 日以降) 分として計 1,700 円、同年 9 月分として計 4,160 円、医療移送費について総合計 5,860 円と算定し、請求人に対する一時扶助費として計上することを決定した (本件処分) ものと認められる。

そして、処分庁の上記認定見直しは、上記 1・(2) に述べた基準に基づく合理的なものと認められ、また、本件処分については、いずれも、法、保護基準及び本件要領等に基づく適正なものであって、違算も認められないから、本件処分について、これを違法、不当なものとは認められない。

- 3 請求人は、上記第 3 のように、本件処分の違法性、不当性を主張しているものと解されるが、本件処分が法令等に基づく適正なものとして認められることについては、上記 2 のとおりであるから、請求人の主張には理由がない。

なお、処分庁は、請求人の医療移送費の算定において、従前、本件処分とは異なる通院経路及び通院交通費を認定し、これに基づき、請求人の医療移送費を決定していた事実が認められ、請求人もこのことから本件処分を取り消して、従前の算定方式により認定し直すことを求めていると解されるが、本件処分が適正なも

のと認められるものである以上、従前の認定と異なる点があることをもって、本件処分の取消理由とすることはできないというほかない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成